



私達、1日駅長さんよ!

とうべつ議会だより

おもな内容

- ▶ 第6回定例会議案審議…………… 2～3
- ▶ 第5回臨時会…………… 3
- ▶ 一般質問…………… 4～11
- ▶ 請願・陳情…………… 11
- ▶ 委員会報告書…………… 12
- ▶ 議会のうごき…………… 12



議 案 審 議

馬鈴薯共選施設整備事業 補助金など15議案を可決

第 6 回 定 例 会

H.6.9.19~22(20日休会)

□教育委員会委員の任命
高橋嘉弘氏を再任する提案がされ原案同意されました。

□平成六年度当別町一般会計補正予算
馬鈴薯共選施設整備事業補助金、除雪経費、北栄通事業計画調査委託費等の追加と公債費等の減額に対し、歳入歳出六千四百六十四万六千円を増額し、歳入歳出予算総額は百五億六千三百二十六万九千円になりました。

□北海道町村非常勤職員公務災害補償組合の解散
北海道町村内に事務所を置く北海道市町村消防災害補償等組合、北海道非常勤職員公務災害補償組合を統合し、平成七年三月三十一日を限り、解散することを原案可決しました。

□北海道町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分
北海道町村非常勤職員公務災害補償組合が所有する一切の財産を北海道市町村総合事務組合に帰属させることを、原案可決しました。

□北海道市町村総合事務組合への加入
非常勤職員の公務災害及び通勤災害の補償に関し、効率的に事務の共同処理を行うため、複合事務組合化した北海道市町村総合事務組合に加入することを原案可決しました。

□当別町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
国民健康保険法の一部改正に伴い、出産に関する支給額の改正並びに字句整理の為、条例の一部を改正しました。

□当別町社会教育施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
当別町青少年会館分館の完成に伴い同施設を新たに加え、また東裏地域会館の完成に伴い同施設の使用料を改定するため、条例の一部を改正しました。

□当別町道路路線認定
町道路線を認定する提案がされ、原案可決しました。

- 太美北部西七丁目線
- 太美北部西九丁目線
- 太美北部西四条線
- 太美北部西八丁目線
- 緑町五号線
- 緑町六号線

- 樺戸会館通線
- 当別町道路線変更
町道路線を変更する提案がされ、原案可決しました。
- 春日中央一号線
- 北栄町三八番地一〜同九四番地五九
- 春日町九四番地二四〜同九四番地五九
- 太美北部西一条線
- 太美町一、四七七番地五三〜同、四七七番地六〇
- 太美町一、四七七番地五三〜同、四五五番地一八

- 樺戸会館通線
- 当別町道路線変更
既定の歳入歳出予算の総額に五千九十八万三千円を増額し、歳入歳出予算総額は十二億七千九十八万三千円になりました。
- 平成六年度当別町国民健康保険特別会計補正予算
西当別地区下水道整備基本計画委託業務等千二百九十八万九千円を追加し、歳入歳出予算総額は九億四千三百九十八万九千円になりました。



当別駅舎・自由通路落成式



教育委員に 高橋嘉弘氏を再任

教育委員高橋嘉弘氏は九月三十日を以って任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は満場一致で同意しました。(五十二歳)

稼働する馬鈴薯共選施設



□平成六年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算管路布設工事費など二千七百三十七万一千円を追加し、歳入歳出予算総額は一億九千四百三十七万一千円になりました。

□平成六年度当別町水道事業会計補正予算
収益的収入に水道移設工事補償金を増額し、同支出において工事請負費を増額しました。資本的収入において工事

負担金及び開発分担保金を増額し、同支出において固定資産購入費及び水道管路布設工事請負費を増額しました。

□当別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定

健康保険法等の一部改正に伴い、入院時食費療養費に係る一部負担金の導入並びに条文整備をするため、条例の一部を改正しました。

□平成五年度当別町歳入歳出決算認定

吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は議員全員を委員とする特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

※平成五年度各会計決算審査特別委員会

委員長 堀 梅治議員
副委員長 金山 保議員

□平成五年度当別町水道事業会計決算認定

吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は平成五年度各会計決算委員会に審査付託しました。

第五回臨時会

H 6 ・ 8 ・ 29

□専決処分の承認(平成六年度当別町一般会計補正予算)

役場駐車場用地取得のため、三千四百三十八万円を追加し歳入歳出予算総額百四億九千八百六十二万三千円としたものを専決処分し、承認しました。

□平成六年度春日団地建替工事(建築主体工事)その一 請負契約

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。
○方法 指名競争入札
○金額 一億七千七百十六万円

○相手方 株式会社シゲハラ

□平成六年度春日団地建替工事(建築主体工事)その二 請負契約

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。
○方法 指名競争入札
○金額 一億七千三百五十五万五千円

○相手方 辻野・岩田経常建設共同企業体

□除雪ドーザ(十三七)購入契約

購入契約を締結する提案



がされ原案可決しました。
○方法 指名競争入札
○金額 二千三百三十二万一千円

○相手方 檜崎産業株式会社
社北海道支店
□当別公共下水道八号幹線管路布設工事請負契約

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。
○方法 指名競争入札
○金額 一億二千七百七十二万円

○相手方 宮永建設株式会社

□当別公共下水道管路布設工事(対雁通地区)請負契約

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。
○方法 指名競争入札
○金額 六千六十六万七千円

○相手方 北成建設株式会社

第 6 回定例会

一 般 質 問

四議員が老人保健福祉計画・町長の政治姿勢・入院給食費・農業集落排水事業などについて町長の考えをただしました。

老人保健福祉計画の
確実な実行を！

村上 弘志 議員

問 当別町老人保健福祉計画は、平成五年度中に策定し、目標年度を平成十一年までとすることを、政府は各地方自治体に義務づけたものであり、私はこのような重要な政策指針は、地方自治法に規定する「市町村はその事務処理に当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的

かつ行政の運営を図るべき」と明記され、議会の議決を求めるものと考えるので、町長の見解をお伺いしたい。

町長 市町村の基本計画とは違い、地方自治法に基づく議会議決を要するものではないが、議会の理解を得ることは当然であり、当別町第三次総合計画の基本計画に、高齢者福祉向上を図る為の諸施策とした、老人保健福祉計画を策定するよう位置づけしており、議会の理解を頂くべく計画の内容を、文教厚生常任委員会や議員協議会で報告させて頂いている。

問 在宅福祉サービスの提供には、ホームヘルパーの確保、老人保健事業推進の為の保健婦、看護の確保は欠くことが出来ず、本計画書でも保健婦、看護婦の増員計画が示されているが、現行とどのように変わったのか、各年度別事業内容を資料として提出願いたい。
町長 当別町老人保健福祉計画は、保健福祉のサービス目

標準とサービス提供体制を確保し、高齢者福祉の推進を図ろうとするもので、平成十一年度までの総事業費は約十億円の見込である。

また、事業内容については、各年度ごとに事業計画を立てているが、人口の推移、優先度、人材の確保、財源の確保等を検討しながら、都度、議会にお諮りし、老人福祉計画の推進に努力したい。

問 ホームヘルパーの待遇は、特別職非常勤として、不安定な身分にあり、優秀な人材確保の為、しっかりとした評価と身分の保障が大前提と言え。ホームヘルパーの職員化を図るべきと考えるので、見解を賜りたい。

町長 非常勤の一般職員として採用しているが、今後ホームヘルパーの身分保障が図れるよう、制度の見直し等を検討して参りたい。

問 ホームヘルパーの質的向上とサービス向上を図る為、必要な研修会、資格の取得は欠くことの出来ない要素と考えるが、その対応、そして賃金体系についての見解をお伺いしたい。

町長 ホームヘルパーの高い資質がサービスの向上につながることから、北海道社会福

祉協議会、石狩支庁管内ホームヘルパー連絡協議会等開催の研修会に参加しており、特に新任ヘルパーについては、当町独自に特別養護老人ホームの実技研修を実施している。尚、介護福祉の資格取得は厚生省のヘルパー養成研修会への積極的参加により、資格取得の機会に対応したい。

また、賃金体系については、仕事の特殊性を考慮しながら他の非常勤一般職員の報酬額との賃金体系の調整を図りつつ、決定している。

問 施設サービスの中心は、現行の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人保健施設・ケアハウス等の活用を図りながら実施することになっているが、特別養護老人ホーム・老人保健施設は民間施設であり、職員・施設の拡充などこれらに対する一定の補助、援助をする考えがないか。

また、施設サービスのアクションプログラムの資料提出をお願いしたい。

町長 特別養護老人ホーム・老人保健施設など民間の活用については、町が行う事業について、委託契約に基づき行っているとある。尚、施設拡充の補助については、国、道で四分の三であ

り、拡充計画に伴う補助等の要望があった場合、必要に応じて検討して参りたい。

また、各年度別事業内容の資料については、現在ある施設を有効利用したいと考えており、特別養護老人ホーム・老人保健施設の年度ごとの事業は法人運営であり提出出来ない。尚、ケアハウスの建設は管内市町村との広域調整の中で建設するよう努力したい。

問 保健・医療サービスにおいて欠くことの出来ない、保健婦・訪問看護婦の必要人員は明らかであるが、いつの時点で供給され、またその身分と待遇措置の考えをお伺いしたい。

町長 老人保健福祉計画での平成十一年度、必要保健婦数は八人、訪問看護婦は五人となっている。

保健婦は現在の体制から三人の増員が必要になり、事業の推進に合わせ増員して参りたい。尚、高齢者保健事業以外の事業の関連から、町職員として採用する計画をしたい。

また、訪問看護婦の確保は、当別医師会と協議しながら、訪問看護ステーション施設に向け協議して参りたい。

問 充実した社会生活を営むことを具現した、シルバークラスターの活用、老人福祉大

ちょっと休憩

付託

委員会が本会議の下審査機関であるため、議会の議決の前にその所管する委員会（常任又は特別）の審査に付することを言い、審査の結果について議長に報告される。従って委員会の行う第一次審査は、付託に始まって報告に終わる。

付託される事件は、議案・請願・陳情・懲罰事犯・資格決定・長からの諮問のほか議会の議決を要する事件で必要と認められるものが付託される。

学の活用、それぞれ人材育成などが考えられているが、この計画書の中では抽象的で具体的な指針を示す必要があると考えるので見解をお伺いしたい。

町長 老後も生きがいのある生活を送る為、蓄積して来た経験や技術等を生かした機会をつくり出す必要があると考えており、就労の場の確保、ボランティア活動・コミュニティ活動などの社会参加を促すと共に、老人クラブ活動の支援を推進するよう時代のニーズに合わせ検討したい。

問 身障者向けのケア付き福祉住宅の建設など、計画書に具体的な提起がなされていないが、検討すべき事項でないか。更に障害者の住宅改造などに對し、一定の補助、援助をすべきと考えるが、なお一

層の具体策を明示すべきであり見解を賜りたい。

町長 ケアハウスは、軽費老人ホームの一種であり、本町の平成十一年度の目標入所者数が十七人と少なく、国の施設基準五十人の規模を下回る為、広域的調整が必要となり、平成八年度の老人保健福祉計画の見直しに合わせ、管内市町村と調整を行い、建設に向け協議して行くことにしている。また、住宅改造については、北海道の居室等整備資金貸付事業、三百万円を金利率三割の制度があり、これらの活用を図って参りたい。

問 事業推進体制の組織の要に高齢者サービス調整チームが設置されているが、この組織の設置場所・指揮・権限・要員体制をお伺いしたい。

町長 保健医療福祉の各種

サービスを総合的に調整、推進する為の協議機関で、保健婦ヘルパー、民生委員、老人福祉施設職員、福祉担当職員、社会福祉協議会職員、福祉相談員等で構成されており、事務局は福祉保育課である。

問 高齢者サービス提供システムは、民生部福祉保育課福祉係と住民課保健衛生係が窓口となっており、現行体制では手狭で住民相談の窓口としても充分な機能が発揮されていないと思うが、今後の体制も含め見解をお伺いしたい。

町長 保健・医療・福祉が一体となった体制が、より住民のニーズに沿うものであり、福祉サービスと保健サービスの連携を強化する体制については、これから検討する中でサービスの向上に努めたい。

問 老人保健福祉計画の実行に社会福祉協議会、ボランティアは欠かせない役割を持つているが、これらの役割分担を明確にすべきと考えており、見解を賜りたい。

町長 平成二年六月の福祉関係八法の改正により、社会福祉協議会は在宅福祉サービスの実施者として位置づけされており、それぞれ役割分担を



老人保健福祉計画の充実に

確認しながら、互いに協力し事業を進めている。また、ボランティア活動が福祉サービスを推進する上で、重要な役割を担っており、今後とも地域ボランティアの育成、支援を行い、福祉活動の推進役としての体制を作って参りたい。

問 施設サービスの実施拠点となる特別養護老人ホーム、老人保健施設の拡充、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、高齢者福祉センター建設など、平成十一年度までの各年度の計画資料を提出して頂きたい。

町長 建設場所等を検討中であり、平成八年度から九年度を目途に建設計画を道と協議して進めて参りたい。

問 国、道が示した保健サービスの基準に對し、本町の老

人保健福祉サービスが目標準に達していない部分も見られるが、その理由を明らかにして頂きたい。

町長 町に於いては、老人福祉計画協議会の意見、高齢者アンケート調査等を参考に、サービスの必要度や目標水準を決めており、種々なサービスの組み合わせによって、道の水準を超えた目標水準になっている。

問 地域社会の弱者が対象とされる在宅福祉サービスは、日曜、祭日等にサービスが供給されるのか、また早朝、深夜などはどのように考えておられるのかお伺いしたい。

町長 介護支援センターで、二四時間相談に応じる体制づくりを進めることになっており、ヘルパーの日曜祭日、早朝、深夜等の要望があった場合、時差出勤により対応出来るものは、派遣するよう検討しているところである。

社会福祉基金の増額を

問 本町は社会福祉基金条例に基づき、基金の積立をしているところであるが、今日の低金利時代では大幅な積立をしなければ、住民のニーズに応えて行かれないと思うものであり、見解をお伺いしたい。

町長 当別町社会福祉基金条

件は、議案・請願・陳情・懲罰事犯・資格決定・長からの諮問のほか議会の議決を要する事件で必要と認められるものが付託される。

件は、議案・請願・陳情・懲罰事犯・資格決定・長からの諮問のほか議会の議決を要する事件で必要と認められるものが付託される。

件は、議案・請願・陳情・懲罰事犯・資格決定・長からの諮問のほか議会の議決を要する事件で必要と認められるものが付託される。

例によって、現在、二億二、六〇〇万円の積立をしているが、最近の低利により運用益があまり期待出来ない状況にあるが、計画的運用により民間事業支援を図りたい。尚、基金の増額は支援の状況を見て、今後検討して参りたい。

町内会館の確保を

問 本町市街地、太美地区の人口増による会館不足の悩みがある。町は会館用地の取得、借地の確保など積極的な対応が迫られているが、今後の対応についてお伺いしたい。

町長 極力複数の町内会の共同利用、他の公共施設の有効利用等、集会施設の集約化を図り、用地についても計画的な確保に努めて来ている。単独の集会施設の用地は、町有地に適地がない場合、地元の利用を頂きながら、用地の寄付、借地により確保して参りたい。

採択した請願・陳情の未達成理由は

問 町行政に対する請願・陳情で、議会が願意妥当として採択したもので、平成元年度以降、その願いが達成されていない事件は何件残されているか、年度別事件名の資料提出並びに理由をお答え頂きたい。

町長 資料一覧表のとおりで

あり、担当部長よりその説明をさせたい。

建設部長 平成元年度の茂平沢地区道路の町道認定について、町道認定に必要な幅員用地は土地改良区所有で、寄付出来ないとの回答を得、その旨を陳情者に回答し一定の理解を得ている。

平成五年度の弁ヶ別字校橋架け替えに関する陳情書について、町は河川改修二期計画を強く要望しており、この計画が取り組まれると架け替えも可能であると陳情者に報告をしている。

教育部長 平成二年度の当別町文化センターの早期建設に関する陳情書について、第三次総合計画に位置づけられており、平成十三年度までの期間中の建設に向け努力したい。平成四年度の世紀会館建設建て替えについての陳情書について、世紀会館は昭和四十五年に建設され、今後建設に向け検討したい。

経済部長 平成四年度の国営土地改良事業「篠津中央地区」の施行に伴う市町村負担の助成措置に関する請願書について、現在、江別市、当別町、月形町、新篠津村で構成する、石狩川下流地区農業振興会で協議中である。

公平を保つ為の農業集落排水 施設条例の制定でないか？

千葉 莊康 議員

問 ゴルフ場が許可なく工事にかかり、警察が事情聴取に入っていると「うわさ」を聞く訳であるが、当別で果たしてそんなことがあるのか、心配するものである。

私は九月の定例会で、農地法第四条、第五条の転用にかかる不履行の問題で指摘をしたが、公人の人達がそれに携わって来ると大変な問題である。私達の仲間が農業委員会の指摘を受けながら改善した人もいるが、今だかつて幾ら通告され、注意されても改善しないとどう言うことか答弁を頂きたい。

町長 警察事情聴取の件は、「うわさ」があると言うことは耳にしているが、事実であるとするなら誠に残念なことだと思っている。

農業委員会局長 農地法第四条の規定による、許可のS氏の関係は、履行計画書より遅れたが、八月二十三日完成し、

農地法第五条の規定による許可のK氏から北海道療術学院に渡した件は、平成四年に建築確認許可済みであり、今年の十月三十日に完了計画である旨の文書を頂いているが、今だ手づけられていない状況である。

農業委員会としては、両者に再々督促しているが、今後は許可権者である道の意見を聞き両者を厳しく指導したい。農振の見直しと国営かんば

問 今回の農振法の見直しに際し、経済部で五月末付けを以って意向調査を行ったが、国営かんばがい排水事業との整合性はどのようになっているのか。ダムの水量問題もあり、当然、部内で充分調査していると思うので答弁をお願いしたい。

町長 まちづくりの基本となる土地利用を計画するには、開発と保全すべき土地の明確化に努めながら、市街地の健

全な発展と農地の保全等の調和に配慮し、望ましい土地利用への誘導を図って行く必要がある。農振地域の見直しと国営かんばがい排水事業の実施に当たっては整合性を保って参りたい。

問 当別大通整備事業に係る幸町土地区画整理事業で河川敷を占有している人もおり、その払い下げはどうなるのか。九月十六日、説明会があったが、その辺の話はされたのか。また、町の貸付要綱等、考えなければならぬ問題もあるのでは見解をお伺いしたい。

町長 区画整理事業での区域内の永年河川敷地を占有居住している関係住民と充分協議をし、ご理解を頂きながら、関係住民に不利益とならないよう最善の配慮をし、河川管理者である札幌土木現業所等と協議して参りたい。

問 農業集落排水事業について九月一日の北海道新聞に掲載された記事によると、町の説明では住民負担はないとのことであったとなっており、私は現在まで住民負担は、本町と同様で公平を保つ観点から条例制定に至ったものと理解しており、事実かどうか、また、分担金の根拠についても疑義をもたれているようだ

が、そのような説明をしてい
たのか、更に町側担当者の態
度も威圧的だったと不愉快が
示されていたが、どのような
状況で説明をしたのかお伺い
したい。

町長 町はこれまで、住民負
担はないとする説明は一切し
ていない。ただ、補助事業に
関わる負担は町が負担し、地
元負担はないと進めて来たこ
とは事実で、分担金算定の基
礎となった単独事業とが同一
視され、地域の方々に誤った
伝わり方がされているのでな
いかと考えており、受益地は
区域内すべての土地が分担金
の対象となるものである。ま
た、説明会での担当職員の態
度が威圧的との指摘は、決し
てそのような状況ではなかつ
たと判断しているが、今後、
各種説明会でもお互いが信頼
出来る合意形成の場になるよ
う努めたい。

問 条例規則に基づき、受益
者申告書を発送したと聞いて
いるが、申告率の割合は。ま
た、八月二十五日に、町長は
住民代表と会い理解を得る努
力をされたと思うが、その数
日後には代表者をもって、申
告書の提出を見合わせるよう
にと文書が地域に配布されて
いる事実がある。町長はこの

状況をどう受けとめ、今後ど
う進める考えかお伺いしたい。
町長 現在の申告率は二十数
割となっている。また、配布
された文書については、良識
ある住民の方々と信じている
ものの、内容は誠に遺憾に思
うところである。今後、更に
理解頂く努力と先に、議長宛
に提出された地域住民からの
「お願い」に基づく審議経過を
踏まえ、事務規定に従い取り
進めて参りたい。

問 入手した文書を見ると、
分担金は、公共ますを設置し
たところだけで、土地があつ
ても公共ますのつかない所は
取らないと言う内容が記載



ゲートボール場でのプレー風景

されているが、これは将来も徴収
しないのかお伺いしたい。
町長 設置済み受益地として
賦課したもので、今後住宅が
張りついた時点で区域内すべ
てが対象となり、将来とも分
担金はかからないと言うこと
ではない。

問 九月十八日付で地域住民
に配布された文書の中に、道
の都市公園、下水道課長及び
農村振興課長、石狩支庁の部
長と会って来ていると記載さ
れており、会計検査院から町
は指摘を受けているし、早く
解決するよう町に指導して欲
しい。そして、納入金の延滞
その他は、今すぐ何も心配し
なくて結構と言うような文書
である。このことについて町
長のお考えをお聞かせ願いたい。
町長 九月十三日に助役以
下、会計検査院へ出向き、区
域外からの管路接続解消は、
西当別地区下水道整備基本計
画策定業務の中で明らかにし
たい旨、町の考え方を説明し、
了承を得て来ている。尚、受
益者分担金の指摘はないこと
をご理解頂きたい。

助役 道に出向かれた方は、
島田議員、地元代表者の高橋
和夫氏他一名と聞いており、
この一名についての名前は確
認出来ない状況である。

ゲートボール問題の対応は
問 ゲートボール連絡協議会
の仲間同士・団体制だとか審
判講習等について、大変嫌な
雰囲気になっているとお伺い
している。そのことで、教育
長、体育協会会長宛に何らか
の方法等を設けて欲しい旨、
要望書が提出されていること
もお聞きしているが、教育長
は教育委員会等に諮問した
り、助言を頂いているのかど
うか、その対応についてお伺
いしたい。

教育長 以前よりゲートボー
ル連絡協議会内の諸問題につ
いては何っており、その都度
担当課において解決の為、対
応して来たところであるが、
ゲートボール連絡協議会は、
当別町体育協会に加盟してい
る団体であり、体育協会会長
に仲介の労をとって頂くよう
申し上げ、現在、体育協会三
役の皆様方にご努力頂いてい
るところである。

今後、高齢者の方々が健康
的なスポーツが楽しめる環境
づくりの為、体育協会初め、
関係団体のご協力を頂きなが
ら解決に向け努力したい。

着衣水泳体験を

問 昨年の弁ヶ別小学校での
水死事故、今年も石狩川での
水死事故があり、尊い子供達

の命を落すことは深刻な問題
である。そこで一つ提案した
い。着衣水泳体験はこれから
の問題であり、当別町として
も、そのような体験指導に
もって行くなら、より尊い人
命を失うことはないのではない
かと考えるので、もし今、答
弁出来るのであれば、答弁を
お願いしたい。

教育長 着衣のまま水中に入
ることは想像以上に危険であ
ると言われ、着衣水泳の体験
指導等が必要であると考えて
いる。今年度に於いて一部の
学校で体験指導を実施してい
るが、今後、関係機関と協議
しながら着衣水泳指導を取り
入れるよう検討したい。

問 私は一般質問の中で、こ
れから伸びゆく当別町の中
で、一番心配されることを申
し上げた訳であり、開発行為
の問題、農業集落排水事業の
問題等、しつかりした舵取り
をしてもらうことが、今、課
せられた問題と考える、今後、
町長の姿勢を見ながら、我々
チェック機関として温かく、
ある時は厳しい状態の中で見
守って行きたい。答弁は不要
である。

入院給食費 無料化の存続を!

柏樹 正 議員

えているので町長の見解をお伺いしたい。

町長 国は在宅医療と入院医療のバランスを図ることから、七十歳以上の老人に対しても、入院時に給食費の標準負担額を負担するように十月一日から一部法改正されたことから、本町で単独実施している六十八歳及び六十九歳の老人に対しても条例を改正し、負担して頂くことにより逆転現象を生じないようにしたいと考えている。

問 入院給食の自己負担は、患者さんの所得により、料金体系が違い、命の問題・健康の問題に差別を持ち込んでほならないと老人医療の無料化が進められている。

障害を持った人達、母子、乳幼児についても補助をして行く体制を、今後も続けて行く確約を町長から今一度して頂きたい。

町長 先般、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、議員協議会でも申し上げたように、十二月議会までの間に、充分検討し対応したい。従ってこの関係は現在実施している訳であり、道、近隣町村の対応を見ながら町長として判断したい。

問 当別町は特に乳幼児の健

康を重視する立場から、三歳未満児の医療費無料化を実現し、現在に至っているが、道の対象年齢の引き上げもあることから、当別においても引き上げを検討すべきと思う。

また、当別町には年金のみで生活している方は何人おられるのか。老人の生活を支援し健康者にも健康を守る為、老人健康管理手当制度を当別で創設し貴重な施策として評価しているが、この点についても、更に拡充を検討すべきと考えるので答弁をお願いしたい。

町長 重度心身障害者医療・乳幼児医療・母子医療関係については、北海道では医療給付対象枠の拡大を図り、来年一月一日から実施するよう計画していることから、町はこの事業が北海道の補助事業である為、道の動向を見ながら実施して参りたい。

尚、実施に当たり健康管理手当等を含め制度の改善を図るよう前向きに検討したい。

また、国民年金受給者数は千七百二十七人であるが、年金のみの生活世帯については実態を把握してないのでご理解願いたい。

問 町営団地に入居している、あるいはそれ以外でも障害を持った老人世帯などに対

し、町はボランティアなどの協力を得ながら除雪支援を行っているが、現実に排雪出来ないで困っている例があることを考えると、一層の体制充実が今年の冬は必要だと考える。現在、どのような要綱になっているかお伺いしたい。

町長 独居老人等の除雪対策については、一人暮らし高齢者世帯と除雪サービス事業実施要綱を定め、前年度は当別町社会福祉協議会に委託し、実施しているところである。

除雪対象世帯の把握については、地区民生委員により地域の実態把握に努めているが、今後、町広報紙等にも掲載し、PRに努めて参りたい。

宅地開発と緑のマスタープランとの整合性は

問 民間宅地開発が、今当別で急速に進んでいるが、町の指針としての緑のマスタープランと民間開発との関連で、一定以上の緑地帯の確保が求められており、プランが設定されて以降、現在までプラン通り進められて来ているか、また、全体の整合性を持ったプランづくりにより指導力を発揮して頂きたいが、区画整理事業の中でも公園通りの関連もあり、どのような対処を

されるのかお伺いしたい。

町長 緑のマスタープランにおける公園計画は、街区公園として二、五〇〇平方メートルの面積を基準として、それ以上の規模の近隣公園・運動公園、そして都市緑地の配置計画及び整備方針を立てているが、開発行為で造成される公園は区域の三割以上の規定と開発行為申請は個々に出される為、マスタープランの計画位置とは一致せず、小公園が造成されている現状である。出来るだけ多くの緑を確保するよう指導しているし、緑のマスタープランも整備計画に基づき整備を実施しているが、今後見直しも含め自然緑地等を確保した公園づくりを目指したい。

また、現在計画中の幸町地区土地区画整理事業区域内に位置づけされた緑地が含まれているが、土地区画整理事業としての一定の公園、緑地の確保が規定されており、今後の事業計画の中で検討したい。

尚、公園通りについては、都市計画画街路として整備されるが、接続する街路も機能が発揮されるよう整備したい。

女性の海外視察を

問 スウェーデンやレクサンドの良さは、福祉の面でもす

ばらしい面を持っており、特に女性のレクサンド訪問、教育関係の訪問は価値があると考える。

文教福祉使節団と言ったような多くのご婦人を含め、理事者や議長などの役割も加えて実現するよう提案したい。

また、友好親善八年を経過した今、十周年に向けまとめたいものやパンフレットなどがあると、町内外の人々に紹介し易いし、更に、当別を紹介するテレフォンカードも季節的なものを含め工夫の必要があると感じており、見解をお伺いしたい。

町長 高齢者社会が進行している現況にあつて女性・婦人を中心とした研修の機会も必要と考えており、都市交流協会などと協議を進める中で、検討して参りたい。

また、交通の経過などを紹介するパンフレット等の検討、更に、町をPRするテレフォンカード等について来年度作成に向け検討して参りたい。

問 町職員の中で、女子職員の数や比率・管内比較で登用あるいは役職者はどうなっているか。また、一般研修の際、差別なく位置づけられているかどうか、更に町は来年度に向け、町内企業・団体に対する

雇用要請の認識についてお伺いしたい。

町長 女子職員の現状は、本庁関係で管理監督職として課長補佐職、係長職九名で比率は三六割を起用している。研修についても各担当職の研修に参加させており、今年度は、海外研修に二名参加されるよう進めている。

尚、本庁職員の女子構成率は一三割であり、近隣の石狩町では、女子役職率が一割である。

また、町内企業等の女性雇用は、特に要請していないが、各企業等で男女機会均等法を理解し雇用していると思う。

問 今年の猛暑の中で、労働環境と言う点から本庁舎の空調・冷房関係で多くの方から意見が出ていたが、町民が多く利用するところや、長時間会議をする場所などは、改善検討の対象になるべきではないか。費用の面も考えられるが是非、善処をして頂きたい。

町長 全面的な空調設備の改善は、工事経費の面で難しい面があるが、主だった部屋の冷房器具の設置を検討したい。

問 当別消防庁舎の改築改善問題については、救急消防隊員の当直室の問題や、事務室の

極めて狭い状態の中で、その体制を維持して行くことの困難さ、分離独立の問題、用地の問題等、様々な問題点が指摘される中で、本来当別町に消防本部を置いた経緯からして、



改築・改善が求められる消防庁舎

当別消防署の改築改善は、他町村に左右されることなく、当別町がその多くを基本として解決することと私は考えており、見解をお伺いしたい。

町長 当別消防庁舎は既に二四年経過しており、ご指摘のとおりである。本部を持つ本庁の責任者、組合の管理者として、町議会・組合議会の理解を頂く中から、早急の解決

課題として責任を果たす決意である。

問 平和宣言については、石狩管内に於いて、広島町に続き石狩町が今年六月二十四日、平和都市宣言を議決し、姉妹町村の岩出山町でも核兵器廃絶平和都市宣言を七名の議員提案で可決されている。

当別町内でも平和を求め、広島・長崎アピール署名もおそらく人口の四割を越えていると思うが、被爆五十年に当たる来年に向け、当別に於いても宣言を実現させる為、町長の決意をお伺いしたい。

また、戦争や核兵器の恐ろしさ、平和の大切さについての教育を、子供達にも必要と考えるので教育長にもこの点の姿勢をお伺いしたい。

町長 核兵器の禁止こそが、人類の生存と繁栄の道であると認識しており、前町長も答弁しているように、議会及び町民の総意があれば宣言したい考えを私ももっているところである。

被爆五十周年に向け、議会の皆様の理解を頂きながら進めて参りたい。

教育長 来年被爆五十年を迎えるに当たり、教育基本法の精神のもと、学習指導要領の趣旨を十分に生かし、戦争を

排除し、平和を希求する教育の充実に努めることが、教育者に与えられた責任であり、更に日常指導に努めたい。

問 学校給食の平成七年度実施に向け、教育委員会は着々と準備を進めていると思うが、論議の中で具体的に前進しているものがあればお示し頂きたいし、運営のあり方等についても子供達の参加も含め反映すべきと考えるので教育長にお尋ねしたい。

教育長 来年度建設計画している給食センターは実施設計を委託し、施設設備の検討を加えており、受け入れ学校施設の配膳室等についても十一月末に完了する予定になっている。運営面については六月十五日に学校給食準備委員会を発足させ、給食の方式、アレルギーに対する安全対策、物資購入のあり方等意見を頂くよう取り進めており、子供達の意見も反映出来るよう、検討して参りたい。

尚アレルギー対策と給食費については先例地や管内的状况を参考に熟慮して参りたい。

農業集落排水事業 分担金問題の見解は？

島田 春雄 議員

受益者は納得していない

問 農業集落排水事業は平成元年に始まり、三年間はほとんど説明会もなく、平成四年十月二十五日、二十六日による説明会を開催したところである。

その際、分担金の説明があったが受益者は納得出来ず、再度説明会を開催するよう町長にお願いしたが、説明会も開かず、その十日後の十一月臨時議会で議決したものである。受益者は納得いかぬまま今日まで混乱が続いている状況で、町長の見解をお伺いしたい。

町長 平成元年十二月、平成二年九月に説明会を開催して住民の理解を頂くよう取り進めて来たところである。

平成四年十月二十五日、二十六日の説明会開催時、町内会長が地域として分担金の取り扱いは理解していないので、期成会に付託したい旨の

発言があり、平成四年十一月十四日期成会にも説明したところ。理解を得られない状況で、当時の期成会長は、「私自身理解出来ない。抜本的に違うのであれば、期成会として

はこのままの状況で議会で議論するしかない」との経過もあったところである。

別の条例を議決すべきだ

問 農業集落排水事業に要する費用の一部に充てる為、分担金徴収が目的の条例であるが、条例制定時分担金基礎の算定資料が提出されており、それは区域内処理人口二、一三〇人に対応する為、また、八、〇一〇の管路布設費用が必要と言うことで、布設予定力の図面も提示され、この布設工事費に充てる為との趣旨であった。

しかし、これは現在ほとんど補助工事の対象になり、完了しており、その上、計画人口をオーバーした現状であ

る。現条例は農業集落排水施設に要する費用の分担金として徴収する趣旨のものであり、工事が終了し、今後、町が事業を実施するならば別の条例を議決しなければならぬと思うのでお伺いしたい。

町長 地方自治法に基づく分担金徴収条例であり、将来の受益者を含め、今後農業集落排水事業区域内に行う事業に充当するもので、別の条例とはならないことをご理解願いたい。

問 この議会ですべての家に管路布設は終わったと答弁しているが、実際は古くからの家でまだ残っている家があるがそれは何戸か。

町長 現況を調査して、今後対応して参りたい。

区域内開発行為力の分担金は

問 区域以外の開発行為の家は、何戸で何人が住んでいるのか。また、区域内で開発行為を行った「ます」の数は何戸あるのか。更に、区域内で開発行為を行ったところの分担金は誰が払うことになっているか、お伺いしたい。

町長 区域外の開発行為に係る戸数は二七〇戸で八八六人であり、区域内開発行為の区画数は六〇区画である。

また、開発行為に係る排水施設は、当別町宅地開発指導要綱に基づき、その事業者の負担で設置し、町に無償で引き継ぐものとされている。

このことから開発区域内は、末端管渠の整備が完了している為、受益者分担金は、当別町農業集落排水条例第六条で準用し、当別町下水道事業受益者分担金条例第九条第二項第六号の規定により全額減免措置しているものである。

問 九月十二日に産業・文教厚生合同委員会が住民代表を正式に呼び出し、話を聞き、九月中に回答する約束をしている。これは理事者も聞いて知っているのに、翌々日に納入通知を送付したことは、委員会活動に期待していた住民の気持ちに反した行為で、住民代表の行政に対する不信感を一層募らしたものであり、

何故そのようなことをするのか町長の答弁をお願いしたい。

町長 島田議員もご承知のとおり、十九日委員会報告に関連し、千葉議員が九月十八日付配付の「お知らせ」の關係文書の質問で委員長が「合同委員会としては、陳情書の審議中であり、陳情書の受け付けが町長部局にどんな制約もない。また、制約する権利もない。お知らせが言っている返答まで、町長部局の執行権の中止への期待は筋違いで、誠に残念であり、執行機関と議決機関の違いは、ご存知のとおりである」と説明しているが、その見解と私の見解は同じであるのでご理解頂きたい。

問 町長答弁で区域内の開発行為の分担金は、町が減免するとあったが、開発区域の隣りの利用しない人が分担金を払うと言うのは、どんな条例なのか説明をお願いしたい。

町長 分担金減免措置の關係は担当部長より説明させていただきます。

水道部長 これは開発行為者が全部、管渠整備の負担をしていることなのでご理解願いたい。それとお手元に条例を抜粋した写しを配布させて頂



住宅建設が進む太美地区

いたが、これは公共下水道の条例を準用することで議決され、第九条二項第六号の規定によって措置したものである。

問 受益者が理解をしないのに条例で縛ることが出来るものなのか。また、「公共ます」を民地に設置する場合、同意を取っているかお伺いしたい。

町長 平成四年十一月二十一日の議会で、充分議論をされ満場一致で議決されたものであり、その条例に従い対応を



〔審査報告〕

〔総務常任委員会〕

◆陳情書 当別町西小川通簡易郵便局の特定郵便局昇格について

※ 採 択

陳情者

- 春日町内会会長 大江 利雄
北栄町内会会長 白木繁太郎
西町町内会会長 橋本定次郎
白樺町内会会長 中野 富弘
六軒町町内会会長

山田 博明

しているところである。

「公共ます」の件は担当部長より説明させたい。

水道部長 原則的には地権者の同意のもとに設置するものであるが、改めて調査させて頂きたい。

問 同意書を取ってこの事業に入っているのかだけ、確認させて頂きたい。

助役 分担金は条例そのもので決定しており、「ます」については水道部長が答弁した通り、立ち会いを頂く中で設置させて頂いている。

緑町町会会長 地濃 陽一
(産業常任委員会)

◆馬鈴薯共選施設整備にあたっての支援に関する陳情書

※ 採 択

陳情者

当別町農業協同組合
代表理事組合長 伊東 定吉
「やっぱり食べたい日本のお米」ガット農業合意の国会批准阻止とバター・脱粉・小麦・でんぷん・豆などの関税化をやめ、日本農業を守る請願書
(意見書提出)

※ 採 択

請願者
当別町農業協同組合

代表理事組合長 伊東 定吉

西当別農業協同組合
代表理事組合長 川村 弘司
当別町農民同盟

委員長 野村 重蔵
熊谷 一哉
堀 梅治

◆「完全学校5日制を早期に実現させる意見書」の採択を求める請願
(意見書提出)

※ 採 択

請願者
連合北海道当別地区連合
会長 西館和佳夫

北教組石狩支部当別支会
支会長 小林 和歳

紹介議員 宮本 勝
村上 弘志

◆義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する請願書
(意見書提出)

※ 採 択

請願者
連合北海道当別地区連合
会長 西館和佳夫

北教組石狩支部当別支会
支会長 小林 和歳

紹介議員 宮本 勝
村上 弘志

◆「やっぱり食べたい日本の」
(産業常任委員会)

「完全学校5日制を早期に実現させる意見書」の採択を求める請願

◆義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する請願書
(閉会中に付託されたもの)

◆永住する在日韓国人の地方参政権の付与を求める陳情書

陳情者
在日本大韓国民団北海道地方本部 団長 明 義錫

◆陳情書 当別町西小川通簡易郵便局の特定郵便局昇格について

◆当別町西町町内会館建設に関する陳情書

陳情者
西町町内会長 橋本定次郎
(産業常任委員会)

◆「商工会館増改築に伴う用地の貸与と増改築費の支援方についての」要望書

要望者
当別町商工会
会長 辻野 修

(文教厚生常任委員会)

◆在日韓国人高齢者福祉年金・障害者に障害基礎年金支払について

陳情者
在日本大韓国民団北海道地方本部 団長 明 義錫

(産業・文教厚生常任委員会合同委員会)

農業集落排水事業に関するお願い
要望者
当別太美町住民代表
高橋 和夫他

(継続審査)

○永住する在日韓国人の地方参政権の付与を求める陳情書

○当別町西町町内会館建設に関する陳情書

○森林組合再建にあたっての支援に関する陳情書

○「商工会館増改築に伴う用地の貸与と増改築費の支援方についての」要望書

○町道二十線の道路改良整備に関する陳情書

○在日韓国人高齢者福祉年金・障害者に障害基礎年金支払について陳情書

○農業集落排水事業に関するお願い

委員会報告書

第六回定例会

総務常任委員会

本委員会に付託された陳情について、平成六年九月六日委員会を開催し、町長・助役・担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

○陳情書 当別町西小川通簡易郵便局の特定郵便局昇格について

当別町第三次総合計画に基づく各種整備計画の推進により、年々人口も増加しており、更に、本年十一月供用開始される当別駅舎の完成により、人の動きの変化も当然予想させ、これに伴う西小川通簡易郵便局の各種取扱業務の住民要求は、拡大していくものと思われる。

地区住民の要望する実情は充分理解できるので、理事者は願意に添うよう条件整備等に努力された。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

平成六年九月六日

議長 谷保 茂一 様
委員 長 村上 弘志

産業常任委員会

本委員会に付託された陳情について、平成六年七月十五日委員会を開催し、町長・助役・担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果、次の通り報告する。

○馬鈴薯共選施設整備にあつての支援に関する陳情書 近年、馬鈴薯の作物は転作物として定着してきており、その収益性からも、生産意欲の向上が見受けられる。適期共選による製品の均一化とロット化及び安定継続出荷体制を整え、有利販売を強く求める生産者の実情は、充分理解できるので理事者は諸制度の活用等、願意に添うよう努力された。

記

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

平成六年七月十五日

議長 谷保 茂一 様
委員 長 堀 梅治

本委員会に付託された請願について、平成六年九月二十二日、委員会を開催し、町長・担当部課長・農業委員会事務局長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果、次の通り報告する。

○「やっばり食べたい日本のお米」ガット農業合意の国会批准阻止とバター・脱粉・小麦・でんぷん・豆などの関税化をやめ、日本農業を守る請願書

早急に意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成六年九月二十二日

議長 谷保 茂一 様
委員 長 堀 梅治

文教厚生常任委員会

本委員会に付託された請願について、平成六年九月二十二日、委員会を開催し、助役・教育長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果、次の通り報告する。

○「完全学校5日制」を早期に実現させる意見書の採択を求める請願

早急に意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成六年九月二十二日

議長 谷保 茂一 様
委員 長 田畑富美男

本委員会に付託された請願について、平成六年九月二十二日、委員会を開催し、町長・担当部課長・農業委員会事務局長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果、次の通り報告する。

○義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外すること

に反対する請願書 早急に意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成六年九月二十二日

議長 谷保 茂一 様
委員 長 田畑富美男

本委員会に付託された請願について、平成六年九月二十

通り報告する。

記

○「やっばり食べたい日本のお米」ガット農業合意の国会批准阻止とバター・脱粉・小麦・でんぷん・豆などの関税化をやめ、日本農業を守る請願書

早急に意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成六年九月二十二日

議長 谷保 茂一 様
委員 長 堀 梅治

文教厚生常任委員会

本委員会に付託された請願について、平成六年九月二十二日、委員会を開催し、助役・教育長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果、次の通り報告する。

○「完全学校5日制」を早期に実現させる意見書の採択を求める請願

早急に意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成六年九月二十二日

議長 谷保 茂一 様
委員 長 田畑富美男

本委員会に付託された請願について、平成六年九月二十

議会のうごき

9・1	当別大通整備促進 審査特別委員会	9・17	寮研修(兵庫県・ 広島県)
9・5	議会運営委員会	10・17	文教厚生常任委員 会
9・6	産業常任委員会	10・19	茨城県十王町議 会
9・7	総務常任委員会	10・21	和歌山県太地町議 会
9・8	例月出納検査	10・25	総務常任委員 会
9・9	当別大通整備 促進審査特別委員 会	10・25	白糠町議会
9・12	建設常任委員会	10・25	管内議長会海 外視察研修(オー ストラリア)
9・13	産業・文教厚生合 会	10・28	議会広報特別委員 会
9・14	議会運営委員会	10・31	産業常任委員 会
9・16	産業常任委員会	11・7	例月出納検査
9・19	第六回定例会 (20日休会)	11・11	議会運営委員 会
9・30	産業・文教厚生合 会	11・14	産業・文教厚生合 会
9・29	同常任委員会	11・22	同常任委員 会
9・30	元当別町議 議員クラブ研修 会(小樽市)	11・22	平成五年度各 会計決算審査 (17・19・20日休 会)
10・5	管内監査委員 協議会研修(福岡 県)	11・15	議会広報特別委員 会
10・11	議会議員会視 察	11・21	町村議会議長全 国大会(東京都) 第7回臨時会